

皆さんこんにちは。維新の会、安浪順一です。令和 2 年度、当初予算及び関連諸議案、並びに令和 2 年度、施政方針について、維新の会を代表しまして質疑をさせていただきます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、御清聴よろしくお願い致します。また、重複する質問もございますが、会派としての思いですので、御理解のほどよろしくお願い致します。

それでは時間もありませんので、早速質問に入らせていただきます。

危機管理安全局

次に[市内防犯対策について](#)お伺いします。

本市では警察との連携や、自主防犯パトロールなど、犯罪抑止に努め、一定の成果は出ているものの、依然として犯罪は多く、人口比では兵庫県下犯罪認知件数ワースト1になっています。近年では児童・生徒が犯罪に巻き込まれる事件も多く、兵庫防犯ネットでは、尼崎市内で児童への声かけ、つきまとい事案など、不審者情報が連日アップされています。

本市は兵庫県下で最も自転車が利用されてことから、広く市民に協力して頂き、自転車の前かごに防犯パトロールの掲示物をつけてもらえれば、犯罪を起こそうとする者に対し、防犯力の高い地域であることを認識させ、街頭犯罪の抑止を図るとともに、地域住民の体感治安を向上させる効果もあります。

本市は平成28年7月から、市民のウォーキングをされている方を対象に、地域の安全・安心のため、防犯活動に協力して頂く、「尼崎ウォーキングパトロール隊」を結成されたことから、自転車版の「尼崎サイクルパトロール隊」を結成出来ないことはないと思います。

ここで伺います。

本市のさらなる犯罪抑止のため、「尼崎サイクルパトロール隊」を作って頂きたいと思いますが、如何でしょうか。お答えください。

総合政策局

次に、[PPP/PFI 地域プラットフォームに向けた公民連携について](#)お伺いします。

昨年 9 月議会において質問させて頂きました。現在、本市において公民連携の窓口は総合政策局の協働推進課が担っています。しかし、提案型事業委託制度において、平成 25 年からの提案件数も 27 年の 16 件をピークに 29 年、30 年と 2 件、今年度も 2 件です。提案型協働事業制度においても今年度 1 件となっています。その原因として、一定程度市の施策のアウトソーシング化も進んでおり、又、一方で庁内の受け入れの体制、提案を受けてそれを予算化していく部署の体力といったところや周知不足も大きな要因と考えます。令和 2 年度主要事業において、市民提案制度関係事業を昨年 9 月に指摘させて頂いた課題、提案等を受けて、提案型事業委託制度と提案型協働事業制度の一本化が図られました。

ここで伺います。

この一本化された制度を効果的に市民の方や企業に利用して頂き、又、市の事業以外においても広くアイデアを提案頂けるような制度としていく為、次年度に向けて地域プラットフォームや神戸市のような分かりやすい専門部署のワンストップ化等も含めた具体的な施策とその施策による効果目標をお答え下さい。

資産統括局

次に公共施設の包括管理業務委託についてお伺いします。

本市公共施設は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、人口の急増や市民ニーズ等に対応するため、多くの公共施設を整備してきました。現在、これらの施設の約 6 割が、建築から 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいること。また、類似中核市に比べ、市民一人当たりの公共施設の保有面積が広いため、今後、いかに効率的に管理し、コスト削減を行うのが重要です。

本市、公共施設の管理業務は、所管による縦割りになっており、施設ごと、業務ごとで行われていますが、これらを民間事業者へ包括委託し、職員の事務負担の軽減、コスト削減、施設の維持管理の質の向上を図る、自治体が増えてきています。県下では平成 30 年 4 月から明石市が 132 施設を、31 年 4 月から芦屋市が 53 施設を包括管理業務委託を実施しています。

我が会派議員の一般質問の答弁では、市内業者の受注機会の確保について課題を挙げられていましたが、明石市や芦屋市の仕様書を見ますと、市内業者の活用についても現行の水準を下回らないようにと記載され、実際に契約後も以前と同水準で市内業者の受注を確保されています。ですのでこの課題についてはクリアできます。また市の答弁では対象とする施設のグルーピングや、業務の範囲や内容など検討を進め、結果を踏まえた上で、サウンディング型市場調査の実施について検討されるとの事でした。

ここでお伺いします。

その後、半年が過ぎましたが、本市の検討結果を教えてください。

健康福祉局

次に路上喫煙禁止区域についてお伺いします。

平成30年6月に「尼崎市たばこ対策推進条例」が制定され、尼崎市内全域で、たばこの
 ぼい捨てや、歩きたばこ、自転車乗車中のたばこ禁止が決まりました。

さらに平成30年10月から「路上喫煙禁止区域」が指定され、現在、JR 尼崎駅、JR 塚
 口駅、阪神尼崎駅周辺が「路上喫煙禁止区域」になっています。

ここで伺います。

令和元年度計画されていた、JR 立花駅周辺の「路上喫煙禁止区域」については、喫煙場所
 が決まらないなど、計画どおりに進まない事は大きな問題だと思います。「尼崎市たばこ対
 策推進条例」の理念や条文を遵守するならば、早急に対策を講じて頂き、JR 立花駅周辺は無
 論のこと、条例を速やかに遵守して頂きたいと思いますが、如何お考えでしょうか。お答え
 ください。

次に尼崎市野良猫不妊手術助成金交付についてお伺いします。

「2019 年度尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱」の運用について、問題点があります。

本要綱第7条及び第6条においては、地域代表者(社会福祉協議会長等)との活動合意が
 得られることが、助成金の対象となる活動の承認の要件とされており、逆に言えば、地域
 代表者の活動合意が得られないと、助成金の交付がなされる余地がないということになっ
 ています。

確かに、野良猫対策活動について地元住民の理解を得ることは必要であると考えま
 す。そのことと、地域代表者(社会福祉協議会長等)との活動合意とは、同義ではないはず
 です。

なぜなら、地域代表者(社会福祉協議会長等)といっても、各地域で選挙等の民主的な手
 続きで選出されたわけではなく、実際には、透明とは言えない手続きで選出された町会
 長・自治会長が社会福祉協議会長に自動的に就任しており、彼ら・彼女らの個人的な見解
 が、地元住民の見解を反映したものとは必ずしも言えないからです。

このように、特定の個人の判断で、公金である助成金の交付の可否が決定されること自
 体、公平さを欠いた制度であると言わざるを得ません。

本要綱で助成金の対象となっている野良猫への不妊手術は、野良猫の繁殖を抑制するこ
 とで、良好な生活環境を保全するもので、これについては、地域住民が反対する理由は見
 当たらないものと考えます。そうであれば、そもそも、助成金交付の要件として地域代表
 者との合意を要求する必要性はなく、たとえば、活動内容を説明するなどして地域住民の
 理解を得るよう努め、その結果を本市担当部局に報告するなどの措置を講じさせること
 で足りるのではないかと考えます。

ここで伺います。

「地域代表者」の無理解によって、正当な野良猫対策活動が阻害されている事例は把握していますでしょうか。

また、本要綱第 7 条及び第 6 条を改正・改善するお考えはありますか。
ご見解をお聞かせください。

次に動物愛護についてお伺いします。

本市で多頭飼育崩壊が頻発している中、重症熱性血小板減少症候群（以下、SFTS といいます。）に感染した猫と犬が国内で発見されました。

国立感染症研究所や厚生労働省によりますと SFTS は、2011 年に中国の研究者らによって発表された新しいウイルスによるダニ媒介性感染症です。2013 年に海外渡航歴のない方が SFTS に罹患していたことが初めて報告され、それ以降他にも SFTS 患者が確認されるようになりました。SFTS ウイルスに感染すると 6 日～2 週間の潜伏期を経て、発熱、消化器症状が多くの特例で認められています。致死率は 6.3～30%と報告されています。日本では、SFTS 患者の約 90%が 60 歳以上です。

感染経路はマダニを介したものが中心ですが、血液等の患者体液との接触により人から人への感染も報告されています。

主に感染マダニに咬まれて感染します。西日本で患者報告が多く、春から秋にかけて患者発生が多いようです。発症した猫や犬に咬まれたり、その体液からも感染します。特に感受性が強く、感染猫の咬傷や接触による感染例が報告されています。日本以外では、中国と韓国において発生しています。

治療は対処的な方法しかなく、有効な薬剤やワクチンはありません。

多頭飼育崩壊現場でも繁殖する感染症です。このように一般市民にも感染症の危険が迫っている中、環境省のガイドラインをみてからの判断と多頭飼育崩壊に手を打たない本市の体制には、感染症対策についても「人が亡くなってからでない」と思えるような対応です。

ここで伺います。

今後、市民の安全を守る為に具体的にどのような方針で動物由来感染症の予防・対策を行うお考えが有るのか、また、多頭飼育崩壊の撲滅をどの様に進めていくお考えでしょうか？
ご見解をお聞かせください。

次に尼崎市内の分娩の取り扱いについてお伺いします。

2020 年春に、市内 3 医療機関が分娩取り扱いを取り止めることになり、市民の方から不安だと会派に連絡がありました。

分娩の取り扱いを取り止めた理由は医師の高齢化、担い手がない等の医師不足です。

妊婦健診は現在 12 のクリニックで受診できますが、妊娠 30 週中頃よりクリニックの紹介により分娩取り扱い施設を受診し、4 施設の分娩取り扱い施設で出産できる〈産科セミオープンシステム〉にて対応できます。

市内に住む妊婦の方は、近くの病院で出産したくても出産できない。

分娩取り扱い施設可能な 4 施設で、必ずしも受け入れの問題等で尼崎市に住んでいながら本市で出産できない場合が出てくると思います。

「ファミリー世帯が住みやすいまちをつくれます！ファミリー世帯の定住転入を促進します！」と、市長公約であることとは相反するように思います。

ここでお伺いします。

「住みたいまち」「住み続けたいまち」そして「住んでよかったまち」を目指されておられるなら、この状況について、どうお感じですか。

出産したくても他市で出産しなければならない。市長の立場、また子どもを持つ母親としてご見解をお聞かせ下さい。

こども青少年局

次に子どもの育ち支援センター「いくしあ」についてお伺いします。

様々な関係機関が連携しながら、担当部署の垣根を越えて切れ目なく継続的にサポートを行う総合施設として、昨年 10 月にオープンしました。

虐待、不登校、発達相談等の家庭児童相談支援を福祉、保健、教育の支援を連携させる拠点として子どもや親を支える為に心理士、ケースワーカーも配置され、ノンストップ支援が出来るかと他都市からも注目されています。

オープンして約 4 カ月が経過しましたが、児童虐待相談などの増加が心配です。

ここで伺います。

相談件数と窓口の人員は想定よりどうなのでしょう。

現時点での相談件数とどの様な相談が多いのでしょうか。お答えください。

勇気を持って相談の電話をかけたが混んでいて、かなり先になりますと言われ、諦めた方がおられます。

いくしあに業務が移管され、訪問にも来ていない、担当者の引継ぎが出来ていないとも聞きました。

全国的に、専門知識や経験がある人材不足だともお聞きします。

ここで伺います。

児童専門のケースワーカーや相談員と一緒に考える中で情報提供や助言を行い、子育てへの不安や子育て家庭の悩みをサポートされると思いますが、本市においても、経験がない児童専門のケースワーカーや相談員への教育はどの様にされているのでしょうか。お答えください。

今年の 2 月 18 日に兵庫県が尼崎市に来年、2021 年 4 月に「こども家庭センター」（児童相談所）を新設すると発表がありました。

2018 年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は 15 万 9850 件で、過去最多を更新し、兵庫県内でも 2013 年度の約 2.8 倍に上がり、尼崎市の相談は県内では神戸市に次いで 2 番目に多く、767 件です。

ここで伺います。

今後、いくしあとどのように連携されていかれるのでしょうか。お答えください。

経済環境局

次に[宿泊税導入について](#)お伺いします。

本市は訪日外国人観光客の増加や、尼崎城の再建といった好機を捉え、地域の資源を最大限に活用することにより、観光客を広く呼び込み、地域経済を潤し、市民の地域への誇りと愛着を育む、観光地域づくりを実現するため、平成30年3月に「一般社団法人あまがさき観光局」を設立し、地域観光戦略の構築を目指しています。2025年には大阪・関西万博が決定し、観光客の増加が見込まれます。観光客が増えれば、ファイファイの設置や、多言語対応のガイドマップ、案内板や外国人が利用できる洋式トイレの増設等々、観光客受け入れのための環境整備は欠かせません。さらには地域住民のための環境整備等についても将来、費用がかかることが想定されます。また、兵庫県が尼崎などベイエリアに、高級ホテルを誘致することや、万博会場の夢洲と尼崎臨海部で、来場者が車と船で乗り継ぐ「パークアンドライド方式」についても発表しました。

ここで伺います。

今後、本市に住む人と訪れる人双方にとって、魅力的な観光都市となるよう、そして、持続可能な観光振興のためにも、宿泊税導入に向け、本格検討を始めて頂きたいと思いますが、如何お考えでしょうか。お答えください。

都市整備局

次に老朽危険空き家についてお伺いします。

日本経済新聞の記事で 2018 年住宅・土地統計調査によりますと空き家数ランキングで第 1 位が東京都世田谷区の 49,070 戸、本市の空き家数は、37,170 戸で全国で第 10 位の多さです。関西では、東大阪市、吹田市に次いで 3 番目になるようです。

本市は、「尼崎市空家等対策計画」を平成 30 年 1 月に策定されています。

施策の展開の内、施策 2 老朽危険空き家等の管理不全対策について、老朽危険空き家等の取り組みについては、市民からの相談→助言又は指導→勧告→命令→代執行と段階を踏んで進めていかないと行政の撤去解体には至りません。

当初、行政代執行にて 3 棟解体されましたが近年は、予算は取るものの実績はありません。

今までは、所有者が不明の建物の代執行を行なっています。所有者と連絡が取れる建物は、勧告以後の措置を行なっていません。その理由は、勧告まで出してしまうと兵庫県からの建物解体補助金が出なくなると言う仕組み上の問題があります。

本市から勧告が出せない中、職員が粘り強く所有者に指導を行なっていますが所有者に金銭的余裕が無く、建築基準法上の道路に接道していない物件は売却する事も出来ず所有者だけではどうしても無く物件を放置してしまっているような現状であります。

今回、寄付制度の創設も上程されていますが一定の要件を満たさないと寄付出来ません。

ここで伺います。

全国第 10 位の空き家数についてどのようにお考えでしょうか？

また、その解決方法については、どうされるお考えがありますか？あくまでも個人の資産なので個人で解決しなければならないとお考えでしょうか？ご所見をお聞かせください。

次にホテル誘致についてお伺いします。

1 月 4 日・2 月 17 日の神戸新聞の記事に、兵庫県は 2020 年度予算案として、「兵庫県のベイエリアに大阪関西万博を見据え高級ホテル誘致」の記事を見ました。

兵庫県は、2025 年の大阪・関西万博やカジノを含む統合型リゾート施設（IR）の誘致を見据え、尼崎から淡路島にかけてのベイエリアに高級ホテルを誘致し、大規模な国際会議や展示会が開ける MICE 機能の集積を図る構想を検討しています。

我が会派からも、これまでに一般質問を行っておりますが、万博会場の夢洲と海を挟み隣接する本市臨海部の東海岸町で、来場者が車と船を乗り継ぐ「パークアンドライド方式」を想定し、約 10 分の時間で移動が出来ます。

又、USJ・ユニバーサル・スタジオ・ジャパンからも市内に流入する可能性もあり、尼崎から淡路島にかけてのベイエリアに高級ホテルを誘致と、期待が膨らみ、本市の動向が注目されています。

ここで伺います。

本市に大規模な宿泊施設の建設をするべきと思いますが、市長のご見解をお聞かせ下さい。

次に南部臨海地域の住宅開発についてお伺いします。

国税庁が公表した 2019 年度の路線価は、大阪府内の平均は前年比 1.9%増と 6 年連続で上昇しています。インバウンドの増加を受けたホテルや店舗の需要が要因とみられています。

不動産鑑定士もバブル時は 3 年程の上昇だったが、今後もオリンピックや万博があり、上昇は続くと思われます。

また、2019 年 10 月 24 日の日経新聞記事によりますと、関西の転出規模が東海を 2018 年は下回り、関西と東海の逆転現象が起こっており、更にこの差が開くと予想されています。

今後は建設人材の関西への移動や、統合型リゾート（IR）の誘致が大阪に決まれば、転入超過に転じても決して驚くべきことではないと、リそな総合研究所の分析が掲載されています。

IR が大阪に決まれば恒久的に本市、尼崎市民にも多大な利益がもたらされます。

尼崎のベイエリアに高級ホテルを誘致し、大規模な国際会議や展示会が開ける施設や IR で働く方に住んでもらう住居や住宅マンションの建設は、更に多くの人に住んでもらうことになり、子ども達やお年寄りのがのびのびできる、たくさんの公園や野球の出来る多目的グラウンドを作る。本市にとって有益となるビッグチャンスです。

ここでお伺いします。

これまでも、会派議員が一般質問をしておりますが、尼崎市において阪神以南は工業専用区域で、新たな住宅誘導は阪神線以北でしか考えられておられないと答弁されておりますが、今も市長の考えに変わりはないのですか。

大阪や兵庫から、本市にアプローチがないとは思えませんが、まずは本市も同じテーブルにつき話し合うことはされないのでしょうか。

チャンスを掴みにいかず、待っているだけで、市長は声がかかるまで動かないのでしょうか。市長のご見解をお聞かせ下さい。

公営企業局

次に武庫分区 雨水貯留管整備事業についてお伺いします。

本市は、発進立坑の有力候補地を「武庫荘総合高校用地」に絞り込まれました。

概算事業費、工期、供用開始、供用状況、使用面積、周辺状況の工事影響、搬入経路、維持管理に順位付けを行い有力候補地を絞り込んでいます。

また、今回の検討結果に至るまで、熟度の低い段階から市民と協働で話し合い住民意見を取り入れながら計画を進められなかったのでしょうか、地方自治法にある「最小のコストで最大の効果」を最初から出来ていませんでした。

今回、説明会において市民からの声では、昨今の自然災害に雨水貯留管の他に、河川対策、公園貯留、校庭貯留、雨水浸透柵などの総合治水対策を多くの方市民が望んでおられました。

ここで伺います。

全庁横断的に河川や水路の外水対策や校庭貯留、公園貯留、を検討を行い、対策を講じるべきではないでしょうか？ご見解をお聞かせください。

また、立花地区の浸水は、この雨水貯留管では、防げませんがこの地域の浸水対策についてご見解をお聞かせください。それでも雨水貯留管を設置する事が最も有効な手段とお考えでしょうか？お答えください。

教育委員会事務局

次に[PTAのあり方について](#)お伺いします。

入学説明会やPTA 総会などには管理職を含めた教職員が同席しています。であるにも関わらず、PTA の任意性は十分に周知されていません。また、加入の意思確認を十分に行われておりません。錯誤に基づき、入学と同時に自動的・半強制的に加入したことになっています。

管理職を含めた教職員が、近年様々なところで問題提起されているPTAの任意性周知・加入の意思確認に対する指導・助言が来ていません。そして、それを黙認していると捉えられています。

ここで伺います。

管理職を含めた教職員は、PTA 役員・執行部に対して任意性周知や加入意思確認に対する適切な助言・指導をすべきです。ご見解をお聞かせください。

PTA は各クラスから数名の委員・部員を選出しています。このクラス委員選出では、委員への立候補者がおらず、くじ引きや他者推薦などで強制的に役員を割り当てる、欠席者に割り当てるなど非民主的な手法が横行しています。

また、免除の理由として家庭のセンシティブな情報を公開させるという、人権侵害の疑いのある行為が学校内・クラス内で実施されています。そして、これらを教職員が黙認している状態です。

ここで伺います。

これらクラス委員選出時に横行している強要や人権侵害の疑いがある行為を是正するよう助言・指導すべきです。ご見解をお聞かせください。

PTA 会費から学校備品（テントなど）を購入したり、備品（緞帳など）の修繕を行っているケースがあります。備品の寄付などを学校主導で行う事は違法となる恐れがあります。

また、教職員に対する慶弔費を支払っている事例や会食費として使用されている場合があります。

これらの事案は文部科学省の通達にある通り、学校教育法や地方財政法に照らして疑義を生じさせる事案として国会において指摘されています。

ここで伺います。

PTA 会費の用途は、管理職を含めた教職員が参加するPTA 総会において報告・説明されています。このような不適切な支出（学校備品購入・修繕、教職員への報酬）を行わないように助言する必要があります。それについてお答えください。

次に[東京 2020 オリンピックの聖火リレーについて](#)お伺いします。

東京オリンピックの聖火リレーの本市での実施について、我が会派の議員がこれまで何度

も質問を行ってきました。そのたびに、市からは「全市一体となって取り組んでいく」といった答弁がなされてきましたが、今なお、全市一体となって取り組まれている様子がうかがえません。市にとって、「全市一体」とは何なのか、ぜひ市長の言葉で説明をしていただきたいと思います。

本市での聖火リレーは、約2か月半後の5月25日に行われますが、そのことすら市民の方が十分に知っている状況にはないと感じます。

ここでお伺いします。

本市での聖火リレーの実施が、決定して以降、市民の方に対して、どのように周知を行ってこられたのか、お聞かせください。また、現時点において、どの程度の市民の方が、知っているかと認識しているのかお聞かせください。

これまで説明をしていただいた内容としては、リレーのゴール地点である尼崎城址公園でミニセレブレーションを実施するとのことでした。

ここでお伺いします。

ゴール地点でのイベントの内容について、現時点で決定していることがあれば、実施の規模なども含めて教えてください。

市が繰り返し述べられた「全市一体」について、どういった準備がなされているのでしょうか。聖火リレーの実施にあたっての市民ボランティアについては、「安全性の確保のため、警備業者や市職員による対応を基本としているが、他市の取組なども参考にしながら検討していく」といった答弁をされておられます。

ここでお伺いします。

市民ボランティアについて、現時点での検討状況をお聞かせください。

また、聖火リレーの実施に合わせたイベントなどについては、「観光部局などと連携したイベントができないか検討するとともに、様々な団体による関連イベントを把握するなど、全市一体となって積極的に取り組んでいく」といった答弁をされておられます。

ここでお伺いします。

全市一体となった取組について、現時点での状況を具体的にお聞かせください。

以上で、私のすべての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。